

第四十六回

○国務大臣(河野一郎君) ただいま議題となりました国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案につき

明申し上げます。

建設法第三条の規定によりまして、中央自動車道のうち小牧市付近から吹田

市までを同法別表のとおりとするほか、別に法律で定めるものとし、政府

の予定路線に関する法律案を同法別表に定める路線を基準として作成し、国

会に提出しなければならぬとされておられます。

うち、東京都から小牧市付近までにつ
きましては、すでにその予定路線が定

められておりますが、東北自動車道、中国自動車道、九州自動車道及び北陸自

動車道につきましても、昭和三十五年
度以降、逐次調査を進めてまいりまし

た結果、このたび東北自動車道、中国自動車道及び北陸自動車道の予定路線

は、国土開発縦貫自動車道建設法の別表のとおりとし、九州自動車道の予定

路線は、日田市付近を経過しないものとしてその他は同法別表のとおりとす

ることとした次第であります。
また、すでにその予定路線が定めら

れております中央自動車道につきましまして、昭和三十五年以降種々調査の

結果、その予定路線は、静岡県安倍郡井川村付近を経過しないで、諏訪方付

近を通過することが適当と認められま
すので、このため中央自動車道の予定
路線の一部を変更することとしたして
おります。

これによりまして、政府は、東北自
動車道、中国自動車道、九州自動車道
及び北陸自動車道の予定路線の決定並
びに中央自動車道の予定路線の変更を
一括して処理するため、国土開発縦貫
自動車建設法の一部を改正するものと
して本法案を提出した次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び
その要旨であります。何とぞ慎重御
審議の上、すみやかに御可決くださる
ようお願い申し上げます。

○委員長(北村暢君) ただいま聴取い
たしました二法案に対する質疑は、後
日に譲ります。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記を起こし
て。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十八分散会

五月七日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。

一、近畿圏の近郊整備区域及び都市開
発区域の整備及び開発に関する
法律案
近畿圏の近郊整備区域及び都市開
発区域の整備及び開発に関する法
律案

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業(第
六条―第九条)

第二節 測量、調査及び土地の
取得等(第十条―第二
十三条)

第三節 事業計画及び処分管理
計画(第二十四条・第
二十五条)

第四節 造成敷地等の処分及び
管理等(第二十六条―
第三十五条)

第五節 補則(第三十六条―第
四十三条)

第三章 雑則(第四十四条―第四
十七条)

第四章 罰則(第四十八条―第五
十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近畿圏の建設
とその秩序ある発展に寄与するた
め、近郊整備区域内及び都市開発
区域内における宅地の造成その他
近郊整備区域及び都市開発区域の
整備及び開発に關し必要な事項を
定め、近郊整備区域の計画的な市
街地としての整備及び都市開発区
域の工業都市、住居都市その他の
都市としての開発に資することを
目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「近郊整備区域」
とは、近畿圏整備法(昭和三十八
年法律第二百二十九号。以下「法」と

いう。第十一條第一項の規定によ
り指定された区域をいう。

2 この法律で「都市開発区域」と
は、法第十二條第一項の規定によ
り指定された区域をいう。

3 この法律で「製造工場等」とは、
製造業(物品の加工修理業を含
む。又は電気供給業若しくはガス
供給業に必要な工場及びその附属
施設をいう。

4 この法律で「工業団地造成事業」
とは、近郊整備区域内又は都市開
発区域内において、この法律で定
めるところに従つて行なわれる、
製造工場等の敷地の造成及びその
敷地とあわせて整備されるべき道
路、排水施設、鉄道、倉庫その他
の施設の敷地の造成又はそれらの
施設の整備に關する事業並びにこ
れに附帯する事業(造成された敷
地又は整備された施設の処分及び
管理に關するものを除く。)をい
う。

5 この法律で「造成敷地等」とは、
工業団地造成事業により造成され
た敷地及び整備された施設をい
う。

6 この法律で「造成工場敷地」と
は、工業団地造成事業により造成
された製造工場等の敷地をいう。

7 この法律で「公共施設」とは、道
路、下水道その他政令で定める公
共の用に供する施設をいう。

(近郊整備区域建設計画等の承認)

第三条 近郊整備区域又は都市開
発区域の指定があつたときは、関係
府県知事は、法第八条に規定する
基本整備計画に基づき、関係市町
村長と協議して、当該近郊整備区

域に係る近郊整備区域建設計画又
は当該都市開発区域に係る都市開
発区域建設計画を作成し、政令で
定めるところにより、内閣総理大
臣に承認を申請しなければならない。
近郊整備区域建設計画又は
都市開発区域建設計画を変更しよ
うとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の承認を
しようとするときは、近畿圏整備
審議会の意見をきくとともに、関
係行政機関の長に協議しなければ
ならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認
をしたときは、その承認に係る近
郊整備区域建設計画又は都市開
発区域建設計画を関係行政機関の長
に交付しなければならない。

(近郊整備区域建設計画等の内容)

第四条 近郊整備区域建設計画又は
都市開発区域建設計画には、次の
各号に掲げる事項につきその大綱
を定めるものとする。

一 人口の規模及び労働力の需給
に關する事項
二 産業の業種、規模等に關する
事項
三 土地の利用に關する事項
四 次に掲げる施設の整備に關す
る事項
イ 住宅用地、工場用地等の宅
地
ロ 道路、鉄道、軌道、港湾等
の交通施設
ハ 公園、緑地等の空地
ニ 水道、工業用水道、下水
道、汚物処理施設等の供給施
設及び処理施設
ホ 河川、水路及び海岸

ヘ 住宅等の建築物
ト 学校等の教育文化施設
チ その他政令で定める主要な
施設

2 近郊整備区域建設計画又は都市
開発区域建設計画は、公害の防止
について適切な考慮が払われたも
のでない限りならない。

(近郊整備区域等の都市計画)

第五条 建設大臣は、都市計画法
(大正八年法律第三十六号)第二条
第二項の規定により近郊整備区域
又は都市開発区域により都市計画
区域を決定しようとするときは、
同項の規定にかかわらず、関係市
町村の意見をきくことを要しな
い。

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業
(工業団地の造成に關する都市計
画)

第六条 建設大臣は、次の各号に掲
げる条件に該當する土地の区域に
ついて、工業団地造成事業を施行
すべきことを、都市計画法の定め
る手続によつて、都市計画として
決定することができる。

一 工業市街地を整備することが
適当な近郊整備区域内又は工業
都市として開発することが適当
な都市開発区域内にあつて、当
該近郊整備区域又は都市開発区
域の整備開発の中核となるべき
相当規模の区域であること。

二 良好な工業団地として必要な
立地条件を備えていること。

三 当該区域を工業団地とするた
めに整備されるべく主要な公共

域に係る近郊整備区域建設計画又
は当該都市開発区域に係る都市開
発区域建設計画を作成し、政令で
定めるところにより、内閣総理大
臣に承認を申請しなければならない。
近郊整備区域建設計画又は
都市開発区域建設計画を変更しよ
うとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の承認を
しようとするときは、近畿圏整備
審議会の意見をきくとともに、関
係行政機関の長に協議しなければ
ならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認
をしたときは、その承認に係る近
郊整備区域建設計画又は都市開
発区域建設計画を関係行政機関の長
に交付しなければならない。

(近郊整備区域建設計画等の内容)

第四条 近郊整備区域建設計画又は
都市開発区域建設計画には、次の
各号に掲げる事項につきその大綱
を定めるものとする。

施設に関する都市計画が決定されていること。

四 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第五十条第三項の工業専用地区内にあること。

2 建設大臣は、前項の規定による決定をしようとする場合においては、あらかじめ、工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見及び鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見をきかなければならない。

第七条 前条第一項の都市計画は、次の各号に掲げるところに従つて決定しなければならない。

一 道路、下水道その他の施設に關して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二 当該区域が製造工場等の生産能率が十分に發揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備え、かつ、公害の防止について適切な考慮が払われた工業団地となるように定めること。

（工業団地造成事業の施行）

第八条 工業団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

（施行者）

第九条 都市計画法第五条の規定は、工業団地造成事業には適用しない。

2 工業団地造成事業は、地方公共団体又は日本住宅公団で、建設大

臣に工業団地造成事業を施行することを申し出たものが施行する。

第二節 測量、調査及び土地の取得等

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第十条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者（工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ。）は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、みづから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができ。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ者は、その測量又は調査を行ふにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除し

ようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行ふおうとする場合においては、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行ふことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは、府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べ、る機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行ふおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行ふおうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐

除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所でないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、工業団地造成事業を施行しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除すること

ができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第十二条 第十条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行ふおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第十三条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、第十条第一項又は第十一条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対

して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（測量のための標識の設置）

第十四条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行ふため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（関係簿書の閲覧等）

第十五条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に對し、又はその他の官公署の長に對し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築行為等の制限)

第十六条 都市計画事業として決定

された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内において、工業団地造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、府県知事の許可を受けなければならない。

2 府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、工業団地造成事業の施行のため必要であると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができ、この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な業務を課するものであつてはならない。

4 府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合において、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、工業団地造成事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができ、この場合において、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の

請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

5 府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転することができないときは、府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

第十七条 第九條第二項の申出をしたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、自己が工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物(以下「土地建物等」という。)の有償譲渡に

ついて、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する工業団地造成事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

(土地建物等の先買)

第十八条 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は

一部が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十六条(同法第五十八條の十四において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3 第一項の届出をした者は、前項の期間(その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

(土地の買取請求)

第十九条 都市計画事業として決定された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地の所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地の時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつてゐる場合及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により買い取るべき価額については、施行者と土地の所有者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

4 前項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについては、土地収用法第九十四条第三項から第十二項まで及び第百三十三條の規定の例による。

(工業団地造成事業のための土地等の収用)

第二十條 施行者は、工業団地造成事業の施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五條第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

2 前項の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

(材料置場等の施設の設置のための土地等の使用)

第二十一條 施行者は、工業団地造成事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができ、

(土地収用法の適用等)

第二十二條 第二十條第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に關しては、この法律に特別

の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

2 都市計画法第十九条の規定は、第二十條第一項の規定による収用又は前条の規定による使用について準用する。

3 土地収用法第八十七條の規定は、第二十條第二項の規定による収用の請求について準用する。

(生活再建のための措置)

第二十三條 施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に對し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 事業計画及び処分管理計画

(事業計画)
第二十四條 施行者は、建設省令で定めるところにより、工業団地造成事業に関する事業計画(以下「事業計画」という。)を定めなければならない。

2 施行者は、事業計画を定めるときは、建設省令で定めるところにより、これを建設大臣に届け出なければならない。事業計画を変更したときも、同様とする。

3 施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に関する公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で

定める者に協議しなければならない。

(処分管理計画)

第二十五條 施行者である地方公共団体又は日本住宅公団は、総理府令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画(以下「処分管理計画」という。)を定めなければならない。

2 施行者である地方公共団体又は日本住宅公団は、処分管理計画を定めるときは、総理府令で定めるところにより、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見をきき、この法律及び当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該処分管理計画の変更を求めることができる。

4 前二項の規定は、施行者である、又は施行者であつた地方公共団体又は日本住宅公団(以下「地方公共団体等」と総称する。)が処分管理計画を変更した場合に準用する。

5 前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

第四節 造成敷地等の処分及び管理等

(工事の完了の公告)

第二十六條 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事(事業計画で特に定める工事を除く。)を完了したときは、遅滞なく、その

旨を府県知事(施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。)に届け出なければならない。

2 府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認めるときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

(造成敷地等の処分及び管理)

第二十七條 地方公共団体等は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

第二十八條 工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第二十六條第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分管理計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 地方公共団体等は、第二十六條第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理す

べき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 地方公共団体等は、第二十六條第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二十九條 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第二十六條第二項の公告の日の翌日において地方公共団体等に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分管理計画で特別の定めをしたものを除き、第二十六條第二項の

公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者(その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体)に帰属するものとする。

(造成工場敷地の譲受人の公募)
第三十條 地方公共団体等は、造成工場敷地について、総理府令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成工場敷地の譲受人の資格)
第三十一條 造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。

一 当該造成工場敷地においてみずから製造工場等を経営しようとする者であること。

二 製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。

三 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

(造成工場敷地の譲受人の選考)
第三十二條 地方公共団体等は、造成工場敷地の譲受人を、次の各号に掲げる者の順に、公正な方法で選考して決定するものとする。

一 製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者

二 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十一年法律第 号)。

(以下「工場等制限法」という。)
第三十三條 工場等制限区域(以下「工場等制限区域」という。)内にあ

制限施設(以下「制限施設」といふ)である製造工場等の敷地に替えて造成工場敷地を取得しうとする者で、従前の製造工場等の敷地が同条第二項の作業場又は同条第三項の教室の用に供されないことが確実と認められるもの

三 工場等制限区域内にある制限施設でない製造工場等の敷地に替えて造成工場敷地を取得しうとする者で、従前の製造工場等の敷地が工場等制限法第二條第二項の作業場又は同条第三項の教室の用に供されないことが確実と認められるもの

四 工場等制限区域内に制限施設である製造工場等を有する者で、造成工場敷地にその製造工場等と同一の業種に属する製造工場等を新設しうとするもの(第三号に該当する者を除く。)

五 工場等制限区域内に制限施設でない製造工場等を有する者で、造成工場敷地にその製造工場等と同一の業種に属する製造工場等を新設しうとするもの(第三号に該当する者を除く。)

六 その他の者

(製造工場等の建設)

第三十三條 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者は、総理府令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、地方公共団体等の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。

2 地方公共団体等は、前項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。

(造成工場敷地に関する権利の処分制限)

第三十四條 第二十六條第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、総理府令で定めるところにより、当事者が地方公共団体等の長(日本住宅公団が造成した造成工場敷地に関しては、内閣総理大臣)の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

二 滞納処分、強制執行、競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合

三 土地収用法その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合

2 前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地としての合理的な利用を確保するため必要な条件を附することができ、この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(造成工場敷地を表示した図書の備置き等)

第三十五條 地方公共団体等は、第二十六條第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、総理府令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第二十六條第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これは閲覧させなければならない。

3 地方公共団体等は、総理府令で定めるところにより、第二十六條第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、工業団地造成事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第五項 補則

(費用の負担)

第三十六條 工業団地造成事業に要する費用は、施行者が負担する。

(書類の送付に代わる公告)

第三十七條 施行者又は地方公共団体等は、工業団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失

がなく、その者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代へることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(監督)

第三十八條 建設大臣は、施行者が定めた事業計画又は施行者が行なう工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業につき都市計画法第三條の規定により決定された都市計画事業の内容又は事業計画に従つていないと認める場合においては、その施行者に対し、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、事業計画の変更又は工事の中止若しくは変更その他の必要な措置を命ずることができ、

2 内閣総理大臣は、第三十條から第三十二條までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不当な第三十四條の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行なわれたときは、地方公共団体若しくはその長又は日本住宅公団に対し、造成工場敷地の適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、造成工場敷地の処分の差止めを命じ、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。

(報告、勧告等)

第三十九條 建設大臣は施行者に対して、府県知事は施行者である市町村に対して、それぞれその施行する工業団地造成事業の施行に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は工業団地造成事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができ、

2 内閣総理大臣は地方公共団体若しくはその長又は日本住宅公団に対して、府県知事は施行者である市町村又はその長に対して、それぞれその行なう造成敷地等の処分及び管理に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行なわせるため必要な勧告若しくは助言をすることができ、

(審査請求)

第四十條 地方公共団体等が第三十三條第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分不服がある者は、内閣総理大臣に対して行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができ、

(工業団地造成事業用地についての配慮)

第四十一條 国又は地方公共団体の行政機関は、近郊整備区域内又は都市開発区域内の土地を工業団地造成事業の用に供するため、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、工業団地造成

第四十五条 各省各庁の長（國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条にお

第四十六条 国は、一般公衆の利用に供する鉄道又は軌道で近郊整備区域又は都市開発区域を育成発展させるため必要であると認められるものを敷設する者に對し、必要な資金のあつせんに努めなければならない。

準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度にわたるものに限る。）のうち自治省

反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者

五 第三十四条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けな

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都府県計画法の一部改正)

第十一條ノ二中「第十三條ノ工業団地造成事業」を「第十三條第一項若ハ第二項ノ工業団地造成事業」に改める。

第十三條に次の一項を加える。

都市計画区域内ニ於ケル工業市街地ヲ整備シ又ハ工業都市トシテ開発スルコトヲ適當トスル近畿圏整備法第二條第四項ノ近郊整備区域内又ハ同條第五項ノ都市開発区域内ノ土地ニ付テハ其ノ近郊整備区域又ハ都市開発区域ノ整備開闢区域及ビ都市開発区域ノ整備及ビ開発に關する法律ノ定ムル所ニ依リ工業団地造成事業ヲ施行スルコトヲ得

3 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七號）の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「又ハ新住宅市街地開發法」を「新住宅市街地開發法又ハ近畿圏の近郊整備区域及ビ都市開發区域の整備及ビ開発に關する法律」に改める。

第二十六條中「又ハ新住宅市街地開發法第二十九條」を「新住宅市街地開發法第二十九條又ハ近畿圏の近郊整備区域及ビ都市開發区域の整備及ビ開発に關する法律第二十九條」に改める。

4 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三號）の一部を次のように改正する。

第三條第五號の十の次に次の一号を加える。

五の十一 近畿圏の近郊整備区域及ビ都市開發区域の整備及ビ開発に關する法律（昭和三十九年法律第一號）による工業団地造成事業に關する事務を管理すること。

5 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六號）の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項第一号中「新住宅市街地開發法」を「近畿圏の近郊整備区域及ビ都市開發区域の整備及ビ開発に關する法律（昭和三十九年法律第一號）、新住宅市街地開發法」に改める。

6 近畿圏整備法の一部を次のように改正する。

第四條中第六號を第七號とし、第五號の次に次の一号を加える。

六 近畿圏の近郊整備区域及ビ都市開發区域の整備及ビ開発に關する法律（昭和三十九年法律第一號）の施行に關する事務（工業団地造成事業に關する事務を除く。）を処理すること。

五月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、奥地等産業開發道路整備臨時措置法案（衆）
奥地等産業開發道路整備臨時措置法案
奥地等産業開發道路整備臨時措置法案

（目的）
第一條 この法律は、奥地等における産業の総合的な開發の基盤となるべき奥地等産業開發道路の整備を促進することにより、地域格差の是正に資するとともに、民生の向上と國民經濟の發展に寄与することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「奥地等」とは、交通條件がきわめて悪く、産業の開發が十分に行なわれていない山間地、奥地その他のへんびな地域で政令で定める基準に該当するものをいう。

2 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十號）による道路をいう。

3 この法律において「奥地等産業開發道路」とは、奥地等における次に掲げる地域で政令で指定するものと主要な道路とを連絡する地方的な幹線たる道路で、当該奥地等における産業開發の総合的效果を發揮するために必要なものとして第三條第一項の規定により指定されたものをいう。

一 森林資源が豊富に存し、かつ、その開發が十分に行なわれていない地域

二 酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二號）第三條第一項の規定により指定された集約酪農地域

三 農用地としての開發及び整備が必要とされる相当規模の開拓適地その他の地域

四 地下資源が豊富に存し、かつ、その開發の効果が期待される地域

五 水産物の集散地としての發展が予想される地域

六 観光適地としての開發が十分に行なわれていない地域

七 低開發地域工業開發促進法（昭和三十六年法律第二百十六號）第二條第一項の規定により指定された低開發地域工業開發地区、産業地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九號）第二條第一項に規定する産業地域その他の工業の發展が予想される地域

（奥地等産業開發道路の指定）
第三條 建設大臣は、關係行政機關の長及び關係都道府県知事の意見をきいて、奥地等産業開發道路を指定しなければならない。

2 前條第三項に規定する地域の指定及び奥地等産業開發道路の指定については、当該奥地等に關する開發についての調査がなされているときは、その調査の結果をしんじやくしなくてはならない。

3 建設大臣は、第一項の規定により奥地等産業開發道路の指定をしたときは、当該道路の路線名その他政令で定める事項を官報で公示しなければならない。

（奥地等産業開發道路整備計画）
第四條 建設大臣は、政令で定めるところにより、奥地等産業開發道路の新設及び改築に關する計画（以下「奥地等産業開發道路整備計画」という。）の案を作成して、閣

議の決定を求めなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により奥地等産業開發道路整備計画の案を作成しようとするときは、道路審議會の意見をきかなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、奥地等産業開發道路整備計画を關係都道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、奥地等産業開發道路整備計画を変更しようとする場合について準用する。

（奥地等産業開發道路整備計画の実施に關する措置）
第五條 政府は、奥地等産業開發道路整備計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

2 前項の場合において、奥地等産業開發道路の新設又は改築に要する費用に係る国の負担割合又は補助率については、道路法（第八十八條を除く。）の規定にかかわらず、四分の三の範囲内で、政令で特別の定めをすることができ、（協力等）

第六條 關係行政機關の長及び關係地方公共団体は、奥地等産業開發道路の整備に關し、その円滑な実施が促進されるように、できる限り協力しなければならない。

2 關係行政機關の長及び關係地方公共団体は、奥地等産業開發道路の整備に關し、当該奥地等に關する

林道等の整備との調整を必要とするときは、その措置が適切に行なわれるように配慮しなければならぬ。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和四十年三月三十一日限りその効力を失う。

五月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、河川法案反対に関する請願（第二二五五号）（第二二五六号）（第二二六号）（第二二七号）（第二三八〇号）

第二二五五号 昭和三十九年四月二十三日受理

河川法案反対に関する請願（十一通）

請願者 兵庫県美方郡温泉町湯本 桑山基外百三十六名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第二二五六号 昭和三十九年四月二十三日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出町三三〇 奥野達三外八百三十二名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第二二二六号 昭和三十九年四月二十四日受理

河川法案反対に関する請願（五通）

請願者 奈良県大和郡山田中 藤岡マツ子外六十二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第二二二七号 昭和三十九年四月二十四日受理

河川法案反対に関する請願（二通）

請願者 和歌山市和可浦二四〇 山中洋子外九百八十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第二三八〇号 昭和三十九年四月二十八日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 北九州市小倉区南下富野建設省寮内 佐藤允則外二万三百名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

昭和三十九年五月十九日印刷

昭和三十九年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局